

通所介護サービス利用料（要支援の方）（2024.4～）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分】

（通所型サービス）

サービスの内容		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注3)参照
通所型サービス 1回数	通所型サービスを1週間に1回程度利用した場合（1回につき）※1月の中で4回まで【要支援1・事業対象者】	4,360円	436円
通所型サービス 2回数	通所型サービスを1週間に2回程度利用した場合（1回につき）※1月の中で8回まで【要支援2・事業対象者】	4,470円	447円
通所型サービス1 ※(注1)	通所型サービスを1週間に1回程度利用した場合（1月につき） 【要支援1・事業対象者】	17,980円	1,798円
通所型サービス2 ※(注1)	通所型サービスを1週間に2回程度利用した場合（1月につき） 【要支援2・事業対象者】	36,210円	3,621円

(注1)通所型サービスの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本利用料の合計が、要支援1・事業対象者の方は17,980円、要支援2・事業対象者の方は36,210円を超えた場合は、1月当たりの金額で、それぞれ17,980円、36,210円となります。

(注2)上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3)上記本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
科学的介護推進体制加算	利用者毎の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 (1月につき)	400円	40円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※(注) (1月につき)	要支援1・事業対象者 880円	88円
		要支援2・事業対象者 1,760円	176円

サービス提供体制強化加算Ⅱ	※加算Ⅰ又は加算Ⅱ又は加算Ⅲのいずれか1つを算定する。	要支援1・事業対象者	720円	72円
		要支援2・事業対象者	1,440円	144円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		要支援1・事業対象者	240円	24円
		要支援2・事業対象者	480円	48円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注）	1月の利用料金（基本部分＋延長加算）の5.0%	左記額の1割	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注） ※加算Ⅰ～Ⅳのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の5.9%	左記額の1割	
介護職員処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の4.3%		
介護職員等特定処遇改善加Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注） ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.2%	左記額の1割	
介護職員等特定処遇改善加Ⅱ		1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.0%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注）	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.1%	左記額の1割	

（注）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件		減算額	
			基本利用料	利用者負担金
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合 （片道につき）		470円	47円
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合（1月につき）	要支援1	3,760円	376円
		要支援2	7,520円	752円

（2）その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1食につき670円、おやつ代120円の実費をいただきます。
おむつ代	原則持込みです。足りない分のみ費用の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。